# 水質基準に関する省令 （平成十五年厚生労働省令第百一号）

水道により供給される水は、次の表の上欄に掲げる事項につき厚生労働大臣が定める方法によって行う検査において、同表の下欄に掲げる基準に適合するものでなければならない。

# 附　則

#### 第一条（施行期日）

この省令は、平成十六年四月一日から施行する。

#### 第二条（水質基準に関する省令の廃止）

水質基準に関する省令（平成四年厚生省令第六十九号）は、廃止する。

#### 第三条（経過措置）

平成十七年三月三十一日までの間は、表四十五の項中「有機物（全有機炭素（ＴＯＣ）の量）」とあるのは「有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）」と、「五ｍｇ／ｌ」とあるのは「一〇ｍｇ／ｌ」とする。

##### ２

この省令の施行の際現に布設されている水道により供給される水に係る表四十一の項及び四十二の項に掲げる基準については、平成十九年三月三十一日までの間は、これらの項中「〇・〇〇〇〇一ｍｇ／ｌ」とあるのは「〇・〇〇〇〇二ｍｇ／ｌ」とする。

# 附　則（平成一九年一一月一四日厚生労働省令第一三五号）

この省令は、平成二十年四月一日から施行する。

# 附　則（平成二〇年一二月二二日厚生労働省令第一七四号）

この省令は、平成二十一年四月一日から施行する。

# 附　則（平成二二年二月一七日厚生労働省令第一八号）

#### 第一条（施行期日）

この省令は、平成二十二年四月一日から施行する。

# 附　則（平成二三年一月二八日厚生労働省令第一一号）

#### 第一条（施行期日）

この省令は、平成二十三年四月一日から施行する。

# 附　則（平成二六年二月二八日厚生労働省令第一五号）

#### 第一条（施行期日）

この省令は、平成二十六年四月一日から施行する。

# 附　則（平成二七年三月二日厚生労働省令第二九号）

この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。

# 附　則（令和二年三月二五日厚生労働省令第三八号）

#### 第一条（施行期日）

この省令は、令和二年四月一日から施行する。